

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南陽市長 白 岩 孝 夫

市町村名 (市町村コード)	南陽市 (06213)
地域名 (地域内農業集落名)	沖郷地区 (蒲生田、若狭郷屋、郡山、島貫、中ノ目、鍋田、沖田、高梨、宮崎、露橋、関根、法師柳、坂井、長瀬、西落合、中落合、萩生田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題 **変更なし**

鍋田、中ノ目:農地の集約。一枚当たりの水田が小さく、コストがかかる。

萩生田、蒲生田、若狭郷屋:水利が悪く、特に春は毎年のように水利に係る問題が起こる。田に水が来ない、水路が細いなど。取水口の整備が求められる。

郡山、島貫:若い受け手はいるが、高齢による離農者が多く、担い手を大規模化するのに資金不足である。関根、坂井、法師柳、長瀬:農地集約が進まない。

米に依存する割合が低く、果樹に移行する傾向もあるため、稻作農業一経営体あたり10ha規模にならないと、農地利用を維持できない。その規模で営農するには集約化が重要。

農地の出し手の傾向として、貸したい人より、売りたい人が多い。今貸付希望でも、今後売却希望へ移ることも予想されるため、早めの貸付希望者と受け手のマッチングが大事。

【地域の基礎的データ】※令和2年農林業センサス、南陽農業振興地域整備計画書

・農業経営体:248経営体(個人:239経営体、団体:9経営体)

・基幹的農業従事者数:389人(15歳~49歳:54人、50歳~59歳:38人、60歳~69歳:146人、70歳~79歳:108人、80歳以上:43人)

・主な作物:水稻、果樹、畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方 **変更なし**

地域の特産物である水稻、果樹及び畜産を生産するとともに、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図る。また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	716.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	706.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり) **変更なし**

農振農用地区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 変更なし

(1) 農用地の集積・集約化の方針

地域計画に記載のある担い手への集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手に対して、制度周知を図りながら、機構の活用率を高めていく。

担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化が図れるよう、活用可能な土地改良事業について検討する。
大規模水田化の検討。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービスを行う事業体の情報を共有し、農作業委託を必要とする経営体が活用できるよう環境整備を行うことで、地域内で農作業の効率化を図り、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①市補助金を活用した電気柵設置を中心に、獣友会等組織と連携した捕獲体制の構築等を検討する。
- ⑤米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いさくらんぼやりんご、西洋梨、ぶどうなどの園芸作物の生産に取り組む。
- ⑦多面的機能直接支払交付金事業における集落協定等の取り組みにより、農地・農業用施設の保全に努める。